

2020.04.15

BCM ニュース <新型コロナウイルス情報>

新型コロナウイルス（新型肺炎）最新情報 ④

【本ニュースご利用にあたって】

- 企業の総務部門・リスク管理部門などの危機管理担当部門は、今般の新型コロナウイルス感染症への対応にあたり、状況の変化を随時把握することに苦慮されておられることと推察します。
- そこで、当社では新型コロナウイルス感染症に関する最新情報をまとめ、定期的に情報ご提供することとしました。企業のご担当者様は、状況の変化の有無を把握いただき、時宜に応じた対応の参考としてください。
- 今後の感染拡大～収束に至るまでの状況の変化を企業のご担当者が容易に把握可能とするため、状況に「変化あり」の事項、「変化なし」の事項を可能なかぎり明確に記載します。
- なお、本ニュースに記載する情報は、原則として、厚生労働省、世界保健機関（WHO）、アメリカ疾病対策センター（CDC）等の公的機関からの情報に基づきます。

【要旨】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき緊急事態宣言の対象となった7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）のほか、独自に緊急事態宣言に準じた措置を行う自治体も続出している。これら地域における企業は、社会的責任の観点から、70%～80%の出勤者削減を目標に重要業務／不要不急業務の選別を行うなど、行政からの要請を踏まえた対応を行う必要がある。
- アメリカやヨーロッパの一部の地域では感染者の増加に鈍化の兆しが見られる。それら地域と取引のある企業は、状況を注視するとともに、それら地域で業務再開の動きが出た場合には、迅速に対応できるよう、今から備えておく必要がある。
- 公的機関からの情報や他企業の事例を参考にすることで、現時点の状況に即した対応を柔軟に行う必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症対策においては、安全配慮義務の観点からも対応に留意する必要がある。（コラムとしてポイントをまとめたので、ご参照いただきたい。）

<総括：2020年4月15日時点で企業に求められる主要な対応事項>

本稿1～6に記載した事項を踏まえ、4月15日時点で企業に求められる主要な対応事項は次のとおり。

1. 基本的な感染予防対応の徹底

- (1) 咳エチケット、こまめな手指消毒、3密（密集場所、密閉空間、密接場面）の回避などの基本的な感染予防策は、引き続き徹底して周知を行う。
- (2) 全従業員に対し、マスクの着用を徹底させるⁱ。
（先週発行の本ニュースでも触れたとおり、4月上旬にCDCは、「公共の場においてはマスクを着用すべき」との方針転換を行った。）
- (3) 自社で感染者（感染疑い者）が出た場合の対応を具体的に定めておく。
（詳細は本稿4.「企業における対応の考え方と対応ルールの例」を参照）

2. 感染予防に資する業務形態の導入

- (1) 緊急事態宣言の対象地域においては、在宅勤務を徹底する。それ以外の地域においても、在宅勤務のほか、時差出勤などを活用し、感染機会を減らす取組みを継続する。
- (2) やむを得ず従業員を出勤させる場合でも、職場では、「スプリットオペレーションⁱⁱ」、「業務中の対人距離確保（2mルール）」、「交代勤務」などを導入し、感染機会を減らす取組みを行う。
- (3) 既に在宅勤務や時差出勤などの業務形態を導入している企業は、それに伴う業務上の不都合や課題などを現場から集約・分析のうえ、改善のための方策を検討・実行する。

3. 限られた要員による業務遂行

- (1) 緊急事態宣言対象地域では、出勤者を70%～80%削減することを、「企業の社会的責任」として捉え、経営者は明確に出勤者削減の方針を示す。
- (2) 継続すべき重要業務と不要不急業務の区別を行い、不要不急の業務は、すべて停止または在宅で行う。先述のとおり、出勤して重要業務に従事する要員は80%削減する。
- (3) 重要業務については、職場で感染者（および濃厚接触者）が発生した場合でも継続できるよう、職場への業務支援体制（本社や他職場から）を具体的に検討しておく。
- (4) 自社業務において重要な取引先（重要なサプライヤーや委託先等）のうち、財務面で脆弱な先については、新型コロナウイルスによる影響の程度を随時モニタリングしておく。

4. その他

- (1) アメリカやヨーロッパの一部の国では、感染者の増加率に鈍化の兆しがある。それら地域と取引のある企業は、今のうちから業務再開に向けた動きに備えておく必要がある。
- (2) 業績に大きな影響を受ける企業に対して、国・自治体からの助成が整備されてきている。それら情報の収集と助成・支援等の申請を行う。

コラム

新型コロナウイルス感染症対策と安全配慮義務

新型コロナウイルス感染症の対策においても、企業は安全配慮義務を考慮する必要がある。安全配慮義務とは、企業が労働者の生命・身体の安全を確保しつつ勤務できるよう配慮する法的義務である。新型感染症対策においても企業は法的責任を問われる可能性がある。訴訟社会のアメリカでは、既に新型コロナウイルス感染症を発症して死亡した従業員の家族から、企業が提訴されたケースもあり、今後、日本でも同様のケースが起り得る。

しかしながら、安全配慮義務への対応は難しい側面がある。安全配慮義務の範囲や基準は具体的に定められておらず、現時点では感染症対策に関する判例はないため、類似する過去の訴訟事例などの法的枠組みをもとに対応しなければならない。企業が安全配慮義務を果たすには、主観的で行き当たりばったりの対応ではなく、正確な情報収集をした上で、重要業務の実施や出勤指示等の「判断プロセス」を明確にしておくことや、感染拡大防止のための「労働環境づくり」を行っておくことなど、計画的な対応をとることがポイントとなる。

やむを得ず従業員に出勤を指示する場合には、本当に出勤すべき重要な業務であることや、出勤可能な健康状態・環境であることなどの根拠が必要である。あらかじめ、それを判断するプロセスを合理的かつ明確にし、関係者に周知しておく必要がある。このように、安全配慮義務の観点を意識して、客観的かつ正確な情報を積極的に収集し、その情報に基づいた判断プロセスをあらかじめ決めておき、計画的な対応をとることが大切である。

また、労働環境づくりにおいては、医学的根拠に基づく効果的な衛生管理や、手洗いうがい・マスク着用の徹底、オフピーク通勤・在宅勤務制度の整備などが不可欠である。感染拡大を確実に防ぐためには、保健所等の指導に基づいた労働環境づくりを徹底しておくべきである。

以上のような対応により、企業の訴訟リスクを低減できるだけでなく、結果としてより確実に従業員の生命・身体を守ることにも繋がるのである。

1. 現在の感染状況

(1) 世界の状況

<変化の傾向/留意すべき点>

WHOリスク評価では、世界レベルは引き続き「とても高い」となっている。感染者の増加率は、引き続き、イギリス、トルコで高い。なお、アメリカ、イタリア、フランス、スペイン等での感染者の増加率は鈍化の兆しが見え始めている。

①WHOリスク評価ⁱⁱⁱ (2020年4月15日現在)

地域 ^{iv}	評価	【変化】(起点: 4/8)
世界レベル(Global Level)	とても高い (Very High)	無し

②各国の感染者数・死者数等^v (2020年4月14日発表)

国・地域	感染者数(人)	死者数(人)	【変化(感染者増加率)】(起点: 4/10) 特に増加率が大きいものを赤	【人口10万人あたりの感染者数】(人) ^{vi}	【死者数/感染者数】
全世界	1,773,084	111,652	1.2倍	23	6.3%
① アメリカ	524,514	20,444	1.2倍	161	3.9%
② スペイン	166,019	16,972	1.1倍	355	10.2%
③ イタリア	156,363	19,901	1.1倍	259	12.7%
④ ドイツ	123,016	2,799	1.1倍	148	2.3%
⑤ フランス	94,382	14,374	1.1倍	141	15.2%
⑥ イギリス	84,283	10,612	1.3倍	127	12.6%
⑦ 中国	83,597	3,351	1.0倍	6	4.0%
⑧ イラン	71,686	4,474	1.1倍	88	6.2%
⑨ トルコ	56,956	1,198	1.3倍	69	2.1%

(2) 日本の状況

<変化の傾向/留意すべき点>

特措法に基づく緊急事態宣言が発令されている7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）のほか、北海道、愛知県等では自治体独自で緊急事態宣言を行った。これら地域の企業においては、在宅勤務等により出勤者を8割削減することなどが必要である。

①都道府県別感染者数^{vii}/緊急事態宣言等（4月14日発表）

※表中の赤字で示された都道府県は感染者数が100人以上かつ3日前からの変化率が120%以上であることを示す。

都道府県	PCR 検査 陽性者（人） （4月14日発表）	PCR 検査 陽性者（人） （4月11日発表）	4月11日発表 からの変化率	緊急事態宣言等 ^{viii} の対象区域 （括弧内は宣言の主体）
北海道	272	239	113.8%	対象（北海道、札幌市）
青森県	22	14	157.1%	
秋田県	15	12	125.0%	
岩手県	0	0	-	
山形県	35	27	129.6%	
宮城県	54	37	145.9%	
福島県	38	36	105.6%	
群馬県	91	35	260.0%	
栃木県	36	31	116.1%	
茨城県	110	82	134.1%	
埼玉県	414	325	127.4%	対象（国）
東京都	2,171	1,717	126.4%	対象（国）
神奈川県	572	425	134.6%	対象（国）
千葉県	474	375	126.4%	対象（国）
静岡県	46	34	135.3%	
愛知県	328	313	104.8%	対象（愛知県）
山梨県	35	27	129.6%	
長野県	34	28	121.4%	
岐阜県	112	82	136.6%	対象（岐阜県）
新潟県	42	41	102.4%	
富山県	49	23	213.0%	
石川県	121	92	131.5%	対象（石川県、金沢市）
福井県	92	76	121.1%	対象（福井県）
滋賀県	40	34	117.6%	
三重県	17	15	113.3%	対象（三重県）
京都府	205	168	122.0%	
奈良県	44	37	118.9%	
大阪府	836	697	119.9%	対象（国）
和歌山県	34	33	103.0%	
兵庫県	384	316	121.5%	対象（国）
鳥取県	1	1	100.0%	
島根県	8	2	400.0%	

都道府県	PCR 検査 陽性者（人） （4月14日発表）	PCR 検査 陽性者（人） （4月11日発表）	4月11日発表 からの変化率	緊急事態宣言等 ^{viii} の対象区域 （括弧内は宣言の主体）
広島県	57	25	228.0%	
岡山県	16	16	100.0%	
山口県	24	17	141.2%	
香川県	16	4	400.0%	
徳島県	3	3	100.0%	
愛媛県	37	28	132.1%	
高知県	60	52	115.4%	
福岡県	373	224	166.5%	対象（国）
大分県	43	42	102.4%	
佐賀県	13	12	108.3%	
長崎県	14	14	100.0%	
熊本県	28	23	121.7%	
宮崎県	17	16	106.3%	
鹿児島県	4	3	133.3%	
沖縄県	72	49	146.9%	
総計	7,509	5,902	127.2%	

※チャーター便、クルーズ船の患者を除く

②感染者の症状等別の内訳^{ix}（4月14日発表）※チャーター便は除く

	PCR 検査	無症状	有症状	症状有無確認中
人数（人）	7,509	470	4,749	2,290
割合	100%	6.3%	63.2%	30.5%

	PCR 検査	入院治療を要する者					入院 待機中	症状有 無確認 中	退院し た者	死亡者
		軽～中 等症	人工呼 吸器 /ICU	確認中						
人数 （人）	7,509	6,564	3,352	152	617	153	2,290	836	109	
割合	100.0%	87.4%	44.6%	2.0%	8.2%	2.0%	30.5%	11.1%	1.5%	

2. 現在判明している新型コロナウイルスの特性（2020年4月15日現在）

＜変化の傾向／留意すべき点＞

感染経路については、飛沫感染や接触感染が主である点に変わりはない。また、感染力については、既にCDCが「季節性インフルエンザよりも強い」との認識を示していたが、WHOも実効再生産数が2～2.5と高いことを新たに示した。なお、WHOは、感染者との1m以内の距離で呼吸により感染する可能性があることを新たに示した^x。

(1) ウイルスの特性に関する情報（2020年4月15日現在）

①感染経路／潜伏期間等

発表主体	ウイルスの特性	【変化】（起点:4/8） （新たな発表を赤）
厚生労働省 ^{xi}	<ul style="list-style-type: none"> ● 飛沫感染、接触感染で感染する。 ● 空気感染は起きていないと考えられる。 ● 閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大させるリスクがある。 ● 無症状や軽症の人であっても他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は相関していない。 ● 日本の一部地域には小規模の患者クラスター（集団）が把握されているが、現時点では大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。 	無し
WHO ^{xii}	<ul style="list-style-type: none"> ● 飛沫感染、接触感染で主に感染する。 ● 人の糞便から感染する可能性は低い（当初ウイルスが糞便中に存在することが示唆されたが、この経路を介した拡散は主要な感染経路ではない）。 ● 新型コロナウイルスがモノに付着した場合、数時間から数日程度の間、感染力を持つ可能性がある。 ● 無症状の患者からの感染可能性は非常に低い。 ● 潜伏期間は1日～14日であり、多くは5日前後である。 ● 感染者と1m以内の距離の場合、呼吸により感染する可能性がある。 	感染者と1m以内の距離の場合は呼吸により感染する可能性があることを新たに示した。
CDC ^{xiii}	<ul style="list-style-type: none"> ● 飛沫感染により感染する。 ● 接触感染により感染するが、主要な感染経路ではない。 ● 無症状患者から感染する可能性があるが、主要な感染経路ではない。 ● 新型コロナウイルスの環境中の生存期間は、空気中で3時間、銅の表面で4時間、ボール紙の表面で24時間、プラスチックの表面やステンレスの表面で2～3日間であった。 ● 症状が出る1～3日前でも他人に感染させることが調査結果から導き出された。^{xiv} 	無し

②重症化等のリスク

発表主体	重症化するリスク	【変化】(起点:4/8) (注目すべき新たな発表)
厚生労働省 ^{xv}	<ul style="list-style-type: none"> ● 季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例がある。 ● 罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。 ● 重症度は、致死率がきわめて高い感染症（エボラ出血熱等）ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。 ● 高齢者や基礎疾患を持つ人は重症化するリスクが高まる。 ● 感染して症状のある人の約80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となる。 ● 一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性がある。 	無し
WHO ^{xvi}	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染しても無症状の場合がある。 ● 全体の1/6程度（約17%）は重篤な症状となる。 ● 季節性インフルエンザと比べて症状が重症化する患者がより多く、致死率は3~4%と季節性インフルエンザより高い。 ● 慢性疾患（高血圧、心疾患、肺疾患、糖尿病、ガンなど）を持つ人はより重症となるリスクがある。 ● 入院が必要な患者のかかなりの割合を50歳以下の人が占めており、中年・若年層も警戒が必要。 ● 喫煙習慣や抗生物質の服用等は有害に働く可能性がある。 ● 新型コロナウイルスの致死率は、2009年にパンデミック（世界的な大流行）を起こしたH1N1型インフルエンザ（豚インフルエンザ）の10倍に相当すると指摘。（4月13日 WHO 会見より）^{xvii} 	<ul style="list-style-type: none"> ● 喫煙習慣や抗生物質が、新型コロナウイルスへの感染時に、有害となる可能性があることを新たに示した。 ● 2009年に流行したH1N1型インフルエンザ（いわゆる豚インフルエンザ）よりも致死率が高いことを新たに示した。
CDC ^{xviii}	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常に軽度（症状が報告されていないものも含む）から重篤な症状まで幅広く、死に至るケースもある。 ● 大半は軽度の症状であり、16%が重篤な症状となる。 ● 高齢者や慢性疾患（心疾患、肺疾患、糖尿病など）を持つ人はより重症となるリスクがある。 ● 重度の肥満（BMI40以上）や肝疾患、老人ホームや介護施設に住んでいる人、中程度以上の喘息を持つ人なども重症となるリスクがある。 	無し

③ウイルスの感染力等

発表主体	感染力	【変化】(起点:4/8) (注目すべき新たな発表)
厚生労働省 ^{xix}	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染力は事例によって様々であり、特定の方から多くの人に感染したと疑われる事例がある（屋形船の事例では9人程度、スポーツジムの事例では12人程度）。 ● 一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない（感染者の8割は他人に感染させていない）。 ● 日本全国の実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）は、3月上旬には1ないし1以下であったが、3/15時点では1を越えており、その後、3月21日から30日までの確定日データに基づく東京都の推定値は1.7であった。^{xx} 	無し
WHO ^{xxi}	<ul style="list-style-type: none"> ● 実効再生産数は2~2.5の間で、季節性インフルエンザより高い。 	新型コロナウイルスの実効再生産数について新たに示した。
CDC ^{xxii}	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の地域で市中感染が発生する等、容易かつ持続的に拡散している。 ● 季節性インフルエンザよりも感染力は高いが、麻疹ほど感染力は高くはない。 	無し

(2) ウイルスの特性を踏まえた感染予防策（2020年4月15日現在）

発信主体	項目	正しい手順
厚生労働省 ^{xxiii}	咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> ● マスクを着用する。 ● ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う。 ● 上着の内側や袖で覆う。
厚生労働省 ^{xxiv}	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ● 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこする。 ● 手の甲をのばすようにこする。 ● 指先・爪の間を念入りにこする。 ● 指の間を洗う。 ● 親指と手のひらをねじり洗いする。 ● 手首を洗う。
厚生労働省 ^{xxv}	「3密」の回避	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要となる。 ● 「密閉空間」・「密集場所」・「密接場面」の3つの「密」が揃う場所がクラスター発生のリスクが高いため、日常生活でこれら3つの「密」が重ならないように工夫することが求められる。
CDC ^{xxvi}	マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新型コロナウイルスの感染を拡げないためにマスクの着用が有効」との見解を示した。 ● 無症状であっても他者に感染させるリスクがあることから、他者が周りにはいる際はマスクを着用することが重要である。

3. 公的機関による重要な発表等（2020年4月9日～2020年4月15日迄）

（1）WHO

日付	内容
4月11日	「日本での感染拡大が今後懸念され、対策の強化が必要になる」との認識を表明
4月13日	「新型インフルエンザよりも格段に致命的であり、感染拡大の防止の解除は漸次的に行われるべき」との認識を表明
4月13日	「新型コロナウイルス感染症から回復しても十分な免疫が付いているかは現時点では不明」との認識を表明

（2）日本政府／自治体等

日付	発表主体	内容
4月10日	東京都	「感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を公表（事業者向けの休止要請施設や、必要施設の明示など）
4月10日	愛知県	「愛知県緊急事態宣言」を県独自に発出（不要不急の外出・移動の自粛、3密の回避など）
4月10日	岐阜県	「非常事態宣言」を県独自に発出
4月10日	三重県	「感染拡大措置緊急宣言」を県独自に発出
4月11日	政府対策本部	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改正（緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者の明示など）
4月12日	北海道、札幌市	「北海道・札幌市緊急共同宣言」を独自に発出（外出自粛、緊急事態宣言地域との往来自粛など）
4月13日	石川県、金沢市	「石川県緊急事態宣言」、「金沢市緊急事態宣言」を独自に発出
4月14日	福井県	「福井県緊急事態宣言」を県独自に発出

4. 企業における対応の考え方と対応ルールの例（2020年4月15日現在）

新型コロナウイルスへの感染予防策や業務継続策については、感染の拡大～収束に至るまで、取るべき対策が変化することが予想される。については、どの企業も「今、この時点で何を参考として対応すべきか」に悩まれていると推察する。ここでは企業の対応を検討するにあたって参考となりうる「公的機関による情報」と、コンサルティングの現場や公表情報などから見聞きする「企業が定めた対応ルールおよび実際の対応事例」について記載するので参考にさせていただきたい。なお、個別企業の具体的な対応は、世界的または国家的な観点から最適な対応を示すWHOや厚生労働省の考え方とは、必ずしも一致しない場合がある。

（1）職場の感染予防策

①対人距離の保持を奨励

下記の厚生労働省の示す考え方とおおり、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場所には極力行かないように従業員に指示する。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」である。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにする。

②換気の徹底

下記の厚生労働省の示す考え方とおり、換気を励行する。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。 ● 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回程度、窓を全開して換気を行うこと。

③接触感染の防止

下記の厚生労働省の示す考え方とおり、接触感染防止策を励行する。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物品・機器等（例：電話、PC、フリーアドレスのデスク等）については複数人での共用をできる限り回避すること。 ● 事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。 ● せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。 ● 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。 ● 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

④不要不急の会議等の取りやめを指示

下記の厚生労働省の示す考え方とおり、不要不急の会議等を取りやめる。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②多数の人の密集、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声がある、という3条件が同時に重なった場である。

不要不急の会議等を取りやめた企業の対応例としては以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ WEB 会議による就職面接の実施 ・ 入社式の中止もしくは集団ではなく個別での実施 ・ 工場見学等の中止

⑤勤務形態の変更を指示

下記の厚生労働省の示す考え方とおり、可能な範囲で勤務形態を変更する。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進^{xxvii}

勤務形態の変更に関する具体的な企業の対応例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> 本社勤務の社員は3月上旬から2週間の間、電話対応1人／各課を除いて原則として在宅勤務を指示。 シフト勤務制度を準用した時差出勤の導入。 在宅勤務利用者の増加に伴う通信回線増強。 在宅勤務の長期化に伴う通信費等の経費負担の明確化（業務に関する部分は会社で負担することを明確化） 在宅勤務環境整備に必要な機材（モバイルルーター、モニター、机、いす）の貸し出し、または環境整備に要する相当額の手当支給 従業員の通勤距離の短縮化に資するオフィスの分散化

⑥ 出社可否に関する指示（濃厚接触者、感染疑い者^{xxviii}を除く一般の社員向け）

下記の厚生労働省やWHOの示す情報を踏まえ、感染が疑われる場合の出社可否に関する指示の出し方を決めておく。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控える。 毎日体温を測定して記録する^{xxix}。 <p><WHO></p> <ul style="list-style-type: none"> 咳や37.3℃以上の熱がある場合は自宅に留まる^{xxx}。 新型コロナウイルス感染症の軽い症状がある場合は自宅に留まる（出所は文末脚注ii）

出社可否に関する指示の企業の対応例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> 少しでも熱があれば、自宅待機（熱が下がるまで）。 感染が広く蔓延している国から帰国した従業員は熱がなくとも14日間の自宅待機。

（2）感染者（疑い者）発生時の対応

① 感染疑い者への指示

下記の厚生労働省やWHOの示す情報を踏まえ、感染者疑い者が発生した場合の指示のあり方を決めておく。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> 最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談する。 相談センターの指示に従って医療機関を受診する際は、公共交通機関は使用しない。 <p><WHO></p> <ul style="list-style-type: none"> 感染疑い者に対応する人は、マスクをつける必要がある^{xxxi}。

感染者疑い者発生時の指示に関する企業の対応例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ (自宅等にいる場合) 帰国者・接触者相談センターに本人から連絡し、センターの指示に従って医療機関を受診させる。 ・ (万が一職場にいる場合) 他の従業員から離し、会議室等に隔離する→帰国者・接触者相談センターに連絡する→自力で医療機関に向かえない場合は社有車等で搬送する。 ※ 上記いずれも、受診のための移動の際は公共交通機関の利用は避けるとともに、移動中、感染疑い者および感染疑い者に対応するものにはマスクを着用させ、手洗い、咳エチケットを徹底させる。 ※ 感染疑い者とは、「37.5℃以上の熱が4日間以上続いている者、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者など」をいう。

②感染者が出た拠点への対応

下記の厚生労働省の示す情報を踏まえ、自社の拠点内で感染者が発生した際の対応を決めておく。

考え方(参考となる公的機関からの情報)
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手がよく触れるところ、たとえば、ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、コピー機等のボタン、共用で使うものなどについて、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的な清拭をすることが有効

拠点で感染者が発生した場合の対応例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<p><事例1(オフィス)></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 執務室の消毒、ビル管理会社へ建物共用部分(トイレ、エレベータボタン)の消毒依頼 ② 消毒中の執務室閉鎖(場合によりビル閉鎖) ③ 濃厚接触者の特定(保健所との連携) ④ 当該ビルに勤務している社員全員の14日間の在宅勤務、または濃厚接触者のみを14日間の出社停止 ⑤ 消毒が完了したら、支援要員派遣のうえ拠点業務を再開(または別拠点で再開)
<p><事例2(工場)></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 感染者が発生したラインを停止 ② 感染者が発生した建屋全体を3日間封鎖し、消毒作業を実施

③感染者が発生した場合の情報公開

感染者が発生した場合の情報公開方法を決めておく。感染者発生時の情報公開の対応例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のような情報をホームページで公開 感染者本人への対応状況 / 濃厚接触者への対応状況 / その他の従業員への対応状況 施設等の消毒状況 / 当該拠点の営業状況 など

④濃厚接触者の判断・特定要領

下記の厚生労働省やCDCの示す情報を踏まえ、濃厚接触者と判断・特定するための基準等を決めておく。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<厚生労働省 ^{xxxii} > <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な感染予防策をせずに感染源に手で触れた人 ● 感染者と対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった人
<CDC ^{xxxiii} > <ul style="list-style-type: none"> ● 比較的長い時間（prolonged period）、感染者と2m以内の距離で過ごした人 ● 感染者を看病した人、同居している人、感染者の家に訪問した人、感染者と病院の待合室で一緒になった人など ● せきやくしゃみ等により感染者の体液と直接の接触があった人

濃厚接触者の判断基準等の企業事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の家族に感染者が出た人 ・ 着座位置が感染者から半径2m以内の人 ・ 過去14日のうちに30分以上、会議や食事等で同一の室内にいた人 ・ その他、対面で直接打合せ等を行った人 ※上記は感染早期においては保健所と連携のもと、決定されると想定される。

⑤濃厚接触者への対応

下記のWHOの示す情報等を踏まえ、濃厚接触者の対応ルールを決めておく。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<WHO> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染者・感染疑い者に対応する場合には、マスクをつける必要がある^{xxxiv}。

濃厚接触者の対応に関する企業の対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 14日間の自宅待機指示、その間、毎日2回の検温指示と会社への報告指示 ※ 上記は感染早期においては保健所と連携のもと、決定されると想定される。

(3) 業務継続対策

①業務の縮小・休止

必要に応じ、業務の縮小・休止を行う。業務の縮小・休止に関する対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ (飲食業) 外出自粛要請を受けて休業 ・ (製造業) 工場の稼働停止 ・ (製造業) 必要最低限の人数で工場の操業を継続 ・ (製造業) 製造と物流、支払は継続するが、その他は原則出社禁止 ・ (製造業) 製造ライン停止に伴う製品出荷の停止・遅延 ・ (航空、鉄道) 減便 ・ (観光業) 人員整理を実施 ・ (小売り) 実店舗の在庫不足に伴うネットスーパーの停止 ・ (小売り) 生活必需審売りのみ継続しその他の売り場は休止 ・ (保険) コールセンターの規模縮小 ・ (銀行) 店舗、窓口の数を縮小 ・ 営業時間の短縮、期間工の新規募集停止、従業員の一時帰休

②資金調達

必要に応じ、資金調達を行う。資金調達に関する対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金、助成金制度の活用 ・ 金融機関の融資制度の活用

③ニーズに即した業務の実施

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ニーズの高まった製品・サービスの提供を強化する。対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止・治療に資する資機材（マスク、アルコール除菌液、赤外線サーモグラフィ、人工呼吸器）の増産 ・ （家事代行業）除菌清掃サービスの開始 ・ （金融業）融資相談窓口の休日受付を全店舗へ展開

④その他

そのほか業務継続に必要な対応があれば柔軟に実施する。その他の対応例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ テナントの賃料を減額 ・ 従業員への手当支給 ・ 株式市場への上場中止 ・ 有価証券報告書の開示延期

(4) その他

①新型コロナウイルス感染症への対応に関わる従業員の給与・休暇等に関する取扱い

下記の厚生労働省の示す情報等を踏まえ、従業員の給与・休暇等に関する取扱いを決めておく。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働者が発熱等の風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備 ● 労働者が安心して休むことができるよう収入に配慮した病気休暇制度の整備 ● 労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。

新型コロナウイルス対応に関する従業員の給与・休暇等の対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触者は在宅勤務とするが、業務内容から在宅勤務ができない場合でも出勤扱いとする。 ・ 従業員の子が通学する学校が臨時休校となり、従業員が出勤できない場合は、特別休暇で対応する（通常はあまり費消しない休暇、例えば交通途絶休暇等の扱いとする）。 ・ 緊急事態宣言等による休業に伴う営業中止期間の給与支払 ・ 緊急事態宣言等の発令された地域において、会社命令で出勤する場合の手当支給

②健康確保措置

下記の厚生労働省の示す情報等を踏まえ、健康確保措置を励行する。

考え方（参考となる公的機関からの情報）
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。 ● 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。 ● 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例：出勤前や入社時等に体温測定を行うなど風邪の症状含め体調を確認する等）

対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ チャットツールの導入（社員間のコミュニケーションの円滑化） ・ オンラインを利用した社員の飲み会・ランチ会への手当支給

③社会貢献

状況が許すのであれば社会貢献活動を行う。対応事例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ ホテルを無症状感染者の滞在場所として提供 ・ 支援金を拠出 ・ 医療機関に対してマスクを寄贈 ・ 学生向けの学習コンテンツをオンラインで無償提供

④営業再開に関する方針

感染が収束する兆候が見られた場合、営業を再開する。方針例は以下のとおり。

企業が定めたルール事例／実際の対応事例
<ul style="list-style-type: none"> ・ （スポーツクラブ、音楽教室、アミューズメント施設などの業種において）休止・自粛していた業務の一部を一定の条件下で再開する。 （条件の例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染が拡大していない地域の店舗のみ再開 ・ 感染リスクの低い屋外施設のみ営業を再開 ※ 感染予防策を強化（アルコール消毒液の配置箇所増加、マスク着用徹底など）の対策を行ったうえで再開

5. 政府・自治体による企業等への助成

政府・自治体等から、新型コロナウイルスの拡大に伴う資金繰りや経営環境の悪化に備えるための各種助成策等が発表されており、定期的に情報を収集し、可能な場合には活用をお勧めする。なお、各府省及び地方公共団体等が、事業者向けに提供する各種支援情報を一元的に検索可能な検索サービスを提供しており、下記 URL から最新の情報をご確認いただきたい。

（URL：<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323009/20200323009.html>）

6. 各国・地域の入国制限措置および行動制限

感染の拡大～収束に至るまで、入国を制限する国は随時変化する。業務への影響を考慮し、定期的に情報を収集することをお勧めする。最新の情報は下記 URL からご確認いただきたい。

（URL：https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html）

執筆：MS&ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第四部
事業継続マネジメントグループ

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。

事業継続マネジメント(BCM)に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研㈱
リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメントグループ
千代田区神田淡路町2-105 TEL:03-5296-8918/FAX:03-5296-8941
<https://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020

<参考文献>

- i 【CDC】「Everyone should」
これまでも、症状のある場合や濃厚接触者についてはマスク着用が推奨されていたが、この度、CDCは、「公共の場では、全ての人にはマスク（または目や鼻を覆う布など）を着用すべきである」旨、示した。自身が無症状の感染者である可能性もあるため、マスク等の着用を指示することが望ましい。
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/prevention.html>
- ii 職場のメンバー全員が感染者（濃厚接触者）となるのを避けるため、メンバーを2つ以上のグループに区分し、互いに別の場所で業務を行わせる業務形態のこと。
- iii 【WHO】「Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports」
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
- iv これまで記載のあった「中国」、「地域レベル」の評価は3月25日時点で削除されている。
- v 【WHO】「Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports」
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
- vi 世界銀行による2018年度時点の世界人口を使用、算出方法は、感染者数÷各国人口×10万人
- vii 【厚生労働省】「都道府県別の患者報告数」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000621708.pdf> (4月14日発表)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000621070.pdf> (4月11日発表)
- viii 都道府県独自の「緊急事態宣言」や「非常事態宣言」等を含む
- ix 【厚生労働省】「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年4月14日版)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10845.html
- x 【WHO】
<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>
- xi 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

xii 【WHO】

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

xiii 【CDC】

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/about/transmission.html>

xiv 【CDC】

https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/69/wr/mm6914e1.htm?s_cid=mm6914e1_x

xv 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

xvi 【WHO】

<https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses>

xvii 【WHO】 ※NHK WORLD JAPAN より

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/20200414_04/

xviii 【CDC】

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/need-extra-precautions/groups-at-higher-risk.html>

xix 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

xx 【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617992.pdf>

xxi 【WHO】 ※朝日新聞デジタルより

<https://www.asahi.com/articles/ASN3425JYN33UHBI03Y.html>

xxii 【CDC】

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/how-covid-spreads.html>

xxiii 【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

xxiv 【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

xxv 【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

xxvi 【CDC】

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/prevent-getting-sick/diy-cloth-face-coverings.html>

xxvii 【厚生労働省】 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する経済団体への要請について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00003.html

xxviii 本稿でいう「感染疑い者」とは、「37.5°C以上の熱が4日間以上続いている者、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、高齢者や基礎疾患のある方は左記が2日以上続いている者」とする。

xxix 【厚生労働省】 新型コロナウイルスに関わるよくあるお問い合わせ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00017.html)

xxx 【WHO】

https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/getting-workplace-ready-for-covid-19.pdf?sfvrsn=359a81e7_6

xxx1 【WHO】

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/when-and-how-to-use-masks>

xxxii 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

xxxiii 【CDC】

<https://emergency.cdc.gov/han/2020/han00428.asp>

xxxiv 【WHO】

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/when-and-how-to-use-masks>